

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成22年10月28日(2010.10.28)

【公開番号】特開2009-78603(P2009-78603A)

【公開日】平成21年4月16日(2009.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-015

【出願番号】特願2007-247581(P2007-247581)

【国際特許分類】

B 6 0 B 35/02 (2006.01)

F 1 6 C 33/58 (2006.01)

F 1 6 C 19/38 (2006.01)

【F I】

B 6 0 B 35/02 L

F 1 6 C 33/58

F 1 6 C 19/38

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月10日(2010.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車体側に取り付けられるフランジ部が外周に形成された外輪部材と、この外輪部材の内部に回転自在に挿通される内輪部材と、これらの部材間に転動自在に配設される複列の転動体とを備えた車輪用転がり軸受装置であって、

前記フランジ部は、外輪部材外周の前記外輪部材の回転中心よりも上側に形成される第1フランジ部と、当該外輪部材外周の前記外輪部材の回転中心よりも下側に形成される第2及び第3フランジ部とからなっており、

前記第1、第2及び第3フランジ部は、それぞれ車体取付用のボルト孔を有しており、

前記第1フランジ部は、当該第1フランジ部のボルト孔が前記外輪部材の回転中心を通る鉛直線上に位置するように構成されており、且つ

前記外輪部材の回転中心と前記第2フランジ部のボルト孔中心とを結ぶ直線と、前記外輪部材の回転中心と前記第3フランジ部のボルト孔中心とを結ぶ直線とのなす角度が、30～100度の範囲であることを特徴とする車輪用転がり軸受装置。――

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の車輪用転がり軸受装置は、車体側に取り付けられるフランジ部が外周に形成された外輪部材と、この外輪部材の内部に回転自在に挿通される内輪部材と、これらの部材間に転動自在に配設される複列の転動体とを備えた車輪用転がり軸受装置であって、

前記フランジ部は、外輪部材外周の前記外輪部材の回転中心よりも上側に形成される第1フランジ部と、当該外輪部材外周の前記外輪部材の回転中心よりも下側に形成される第

2 及び第 3 フランジ部とからなっており、

前記第 1 、第 2 及び第 3 フランジ部は、それぞれ車体取付用のボルト孔を有しており、

前記第 1 フランジ部は、当該第 1 フランジ部のボルト孔が前記外輪部材の回転中心を通る鉛直線上に位置するように構成されており、且つ

前記外輪部材の回転中心と前記第 2 フランジ部のボルト孔中心とを結ぶ直線と、前記外輪部材の回転中心と前記第 3 フランジ部のボルト孔中心とを結ぶ直線とのなす角度が、30 ~ 100 度の範囲であることを特徴としている。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、前記外輪部材の回転中心と前記第 2 フランジ部のボルト孔中心とを結ぶ直線と、前記外輪部材の回転中心と前記第 3 フランジ部のボルト孔中心とを結ぶ直線とのなす角度が、30 ~ 100 度の範囲であるので、3 つのフランジ部を外輪部材の周方向に等間隔 (120 度間隔) で配置する場合に比べ、下側の 2 つのフランジ部を主たる荷重作用方向である鉛直線に近づくように配置することにより、外輪部材の剛性をさらに大きくすることができます。